

男女YOU・Iプラン



武蔵村山市 第三次男女共同参画計画

(平成27年度～平成31年度)

平成27年3月
武蔵村山市

はじめに

男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を緊要な課題と捉え、その実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けています。



本市においては、平成12年に「武蔵村山市男女共同参画計画―男女YOU・Iプラン―」（計画期間：平成12年度～平成21年度）を、平成22年に「武蔵村山市第二次男女共同参画計画―男女YOU・Iプラン―」（計画期間：平成22年度～平成26年度）を策定し、この計画に基づき、男女共同参画センターの開設（平成18年度）をはじめ、様々な施策を展開してまいりました。

しかしながら、男女共同参画社会の実現は道半ばであり、特に、ワーク・ライフ・バランスの実現や配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の防止は、男女共同参画社会を形成する上での主要な課題として、より一層の推進が必要です。

このような状況を踏まえ、本市は、これまで推進してきた「武蔵村山市第二次男女共同参画計画―男女YOU・Iプラン―」の趣旨を継承・発展させながら、更なる男女共同参画の推進を図るため、「武蔵村山市第三次男女共同参画計画―男女YOU・Iプラン―」を策定いたしました。

本計画では、基本理念「誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう」のもと、施策の効果的な推進を図るため、社会状況や本市の現状を踏まえ、特に重点的に取り組むべき事業を「重点事業」と位置けるとともに、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援に関する施策を引き続き「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画として位置付けて、これらの施策に対する取組を明確にしています。

今後は、この「武蔵村山市第三次男女共同参画計画―男女YOU・Iプラン―」に基づき、本市が目指す男女共同参画社会の実現に向けて、積極的な取組を進めてまいります。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御提言をいただきました武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました市民の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成27年3月

武蔵村山市長

藤野勝

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の背景	3
（1）世界の動き	3
（2）日本の動き	3
（3）東京都の動き	4
（4）本市の動き	4
3 第二次計画の推進状況	4
（1）目標別の状況	5
（2）第二次計画の全事業の状況	6
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 計画の位置付け・性格	9
（1）計画の位置付け	9
（2）計画の性格	10
2 計画期間	10
3 基本理念	11
4 計画の目標	11
5 重点事業の設定	13
6 計画の体系	14
第3章 計画の内容	17
1 計画の事業区分	19
2 事業の所管課と平成31年度の目標	19
3 施策の展開	20
目標1 男女平等の意識づくり	20
1 現状と課題	20
（1）男女平等意識の啓発・醸成	20
（2）家庭や地域、学校、事業所等における男女平等の意識づくり	22
（3）男女共同参画センターの周知啓発と機能の充実	22
2 施策と事業	23
（1）男女平等意識の啓発・醸成	23
（2）家庭や地域、学校、事業所等における男女平等の意識づくり	24
（3）男女共同参画センターの周知啓発と機能の充実	26
3 重点事業の平成31年度の目標	28
目標2 男女の人権の尊重	29
1 現状と課題	29
（1）互いの性の尊重	29
（2）男女の基本的人権としての健康支援	31
（3）配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援（DV防止基本計画）	32
（4）セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止と被害者の支援	35
2 施策と事業	36
（1）互いの性の尊重	36
（2）男女の基本的人権としての健康支援	37

(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援（DV防止基本計画）	38
(4) セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止と被害者の支援	42
3 重点事業の平成31年度の目標	45
目標3 様々な分野における男女共同参画の推進	46
1 現状と課題	46
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	46
(2) 地域社会における男女共同参画の推進	48
(3) 防災分野における男女共同参画の推進	48
(4) 国際理解・国際交流の推進	48
2 施策と事業	49
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	49
(2) 地域社会における男女共同参画の推進	51
(3) 防災分野における男女共同参画の推進	51
(4) 国際理解・国際交流の推進	52
3 重点事業の平成31年度の目標	53
目標4 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進	54
1 現状と課題	54
(1) 男女とも多様な働き方のできる社会の形成	54
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進	55
(3) 男性の家事・育児・介護への参加の促進	58
2 施策と事業	60
(1) 男女とも多様な働き方のできる社会の形成	60
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進	61
(3) 男性の家事・育児・介護への参加の促進	63
3 重点事業の平成31年度の目標	64
第4章 計画の推進に向けて	65
1 国・東京都・関係機関との連携	67
2 計画の進行管理と推進体制の充実	67
(1) 計画の進行管理体制の強化	67
(2) 計画の推進体制の充実	67
資料編	69
(1) 男女共同参画社会基本法	71
(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	74
(3) 東京都男女平等参画基本条例	81
(4) 武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会設置要綱	83
(5) 武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会名簿	84
(6) 武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会開催経過	85
(7) 武蔵村山市男女共同参画計画策定委員会設置要綱	86
(8) 武蔵村山市男女共同参画計画策定委員会名簿	87
(9) 武蔵村山市男女共同参画計画策定委員会開催経過	88
(10) 武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱	89
(11) 武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿	90
(12) 用語集（本計画に掲載している用語の中で※マークを付した用語について説明）	91